

共通

No	該当項目・内容	問	答
1	代表者名について	本公募について契約権限を有する代理人名義での提案で差し支えないでしょうか。	契約権限を有する代理人名義でのご提案でも結構です。
2	新型コロナの影響	提出時に、大学の代表者印が必要になるかと思えます。ご存知のように新型コロナの影響により、捺印が難しい先生がおられます。この場合には、その大学のみ捺印なしでも受領されますでしょうか。	新型コロナウイルス感染症の影響により、提案書への押印が提出期限までに完了しない場合、全法人または一部法人が未押印の提案書も受け付けることとします。ただし、5月29日（金）までに、改めて押印済みの表紙をご提出ください。この際、提案内容は変更できません。 ※今後の状況により、上記内容が変更となる可能性があります。最新情報は公募のHPでご確認下さい。
3	ワークライフバランス	ワーク・ライフ・バランスの認定状況の提出は大学・国研は不要でよろしいでしょうか？	加点項目になりますので、不要というご理解では無く、対象案件があればご記載頂きたいと存じます。
4	e-Rad	e-RADへは、共同提案者、委託先等の全ての機関および研究員の登録が必要ですか？	全ての機関の登録が必要です。研究員全員の登録は必要ありません。
5	e-Rad	e-Rad応募内容提案書 複数事業者で応募する場合、それぞれの事業者でe-Radに登録し、事業者数分の書類が必要になるのでしょうか。	e-Rad応募内容提案書 共同提案等、複数の事業者が提案する場合には、提案者及び全ての共同提案者について、事業者毎にe-RADへ登録してください。
6	アルバイト、パートの扱い	アルバイト、パート等も業務委託型での従事でも認められますか？	事業者から見てアルバイトは直接雇用する研究補助員という扱いになります。
7	労務単価	業務委託による従事者に適用する労務単価 「機構が別途定める単価」を適用することと思えます。この単価を教えてください。	助成の事務処理マニュアル（労務費）の「3. 労務費単価」（P51～）をご参照ください。 https://www.nedo.go.jp/content/100893172.pdf

8	「共同提案者」と「共同実施先」、「共同研究先」、「研究分担先」の理解	<p>「共同提案者」と「共同実施先」、「共同研究先」、「研究分担先」について以下の理解で良いでしょうか？</p> <p>①共同提案者は、代表提案者とともに一の事業を実施する者であって、代表提案者とは別に提案書を提出する者 ②共同実施先および共同研究先は、提案書を提出することなく提案者の下で当該事業に従事する者であって、委託先と同様の位置づけ</p>	<p>助成の事務処理マニュアル（9. 助成事業の基本的な実施体制 P4）をご参照ください。</p> <p>https://www.nedo.go.jp/content/100893167.pdf</p> <p>①が「（3）複数の助成先が共同で申請する場合」にあたり、 ②が「（2）助成先が事業の一部を委託又は共同研究する場合」にあたります。</p>
9	委託先・共同研究先と研究分担先の違い	<p>「共同提案者」と「共同実施先」、「共同研究先」、「研究分担先」について委託先・共同研究先と研究分担先の違いは何ですか？</p>	<p>NEDOから見て、助成事業者の「委託先」はNEDOに助成申請をしていない、助成事業者が管理する対象です。</p> <p>NEDOから見て、助成事業者の「共同研究先と研究分担先」は上記の場合と、NEDOに助成申請した事業者の場合の両方があります。</p>
10	「共同提案者」と「共同実施先」、「共同研究先」、「研究分担先」について	<p>「共同提案者」と「共同実施先」、「共同研究先」、「研究分担先」について提案には、委託先・共同研究先を特定して開発費予算を記載することになっています。ということは、事前に委託先・共同研究先を決定する、との理解で良いですか？ この場合、この委託先・共同研究先の選定は、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第9条の「契約は一般競争に付すべきこと」の「契約」には該当しないとの解釈で良いですか？</p>	<p>助成事業者が管理する対象としての「委託先」の場合、該当します。</p> <p>但し、以下の助成金交付規程第9条五の条文にある通り、交付申請書に記載し、機構が認めた場合（すなわち採択審査に通った場合）はその限りではないので、合理的な理由があれば認められます。</p> <p>https://www.nedo.go.jp/content/100917152.pdf</p> <p>（交付に当たっての条件）第9条</p> <p>五 助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし助成事業の一部について、第三者と委託又は共同で実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合にはこの限りではない。また、委託又は共同で実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。</p>
11	研究開発項目Ⅰ～Ⅲの別紙2について研究開発成果の事業化計画書	<p>企業と大学・国研等が連携して提案を行う場合で、事業計画は企業が立て大学・国研はそれを支援するケースでも、共同提案に大学・国研が含まれていれば大学・国研からも提案書「別添2 研究開発成果の事業化（普及）計画書」の提出が必要ですか。</p> <p>また、その場合、大学・国研の想定する事業化計画と、企業の想定する事業化計画は同じものになっても問題ないでしょうか。</p>	<p>「別添2 研究開発成果の事業化（普及）計画書」は企業側が主体で作成いただくのですが、将来の実用化・事業化に向けた取り組みを大学・国研等と共同で進める場合は、それぞれの事業者がどのような計画に基づき実用化・事業化に結び付けるかを明確にいただき、それらを纏めて記載していただければと思います。また、この場合はそれぞれ企業、大学、国研がどの様に連携し、実用化・事業化を進めるかの全体構想を記載して下さい。</p> <p>尚、大学・国研につきましては、記入例にある線表記載まで求めません。具体的な協力体制を示していただくだけで結構です。</p>
12	研究開発項目Ⅰ～Ⅲの別添1 b記載について	<p>最初に記載する研究開発テーマ名につきまして、各機関の独自記載の項目だけ記入すればよいですか？</p> <p>それとも大項目から全部記載しますか？</p>	<p>各機関の独自記載のテーマ名だけで構いません。</p>
13	研究開発項目Ⅰ～Ⅲの別添1 b記載について	<p>提案者名に関しまして、Ⅲ-Vの場合、共同提案者、再委託を含めると10機関ありますが、それを全部記載することになりますね？</p>	<p>ご提案の中で区分できる場合は、例えば小項目の／の後ろに記載のテーマ名毎に記載して下さい。もし区分できない場合は、基本全ての共同提案先、再委託先を記載することになります。</p>

14	研究開発項目Ⅰ～Ⅲの別添1 b記載について	研究開発目標ですが、各機関の独自記載の項目における、最終目標だけ記入すればよいでしょうか？	大項目／中項目／小項目（小項目の下層項目／独自記載の項目）の順に記載にし、その後最終目標を記入して下さい。
15	研究開発項目Ⅰ～Ⅲの別添1 b記載について	役割分担ですが、共同提案者10社のうち、独自記載の項目の目標を達成するための共同提案者について、その役割分担をのみを示せばよいでしょうか？	ご記載の通り、共同提案者、再委託先の役割分担のみを記載して下さい。その際、全体における提案者の位置付けを確認するため、別添1 bの別紙として体制図を添付して下さい。
16	表紙代表者印	提案書表紙の代表者記載と捺印は、共同提案であれば並列に各代表者記載と捺印が必要と書かれておりましたが、各機関ごとに個別に申請書することになりますので、申請書には共同提案者の記載と捺印を別紙に分けたものを纏めての申請が許されるのでしょうか。	共同提案者については、個別に提案書を作成して頂きますので、其方に捺印して下さい。
17	個別テーマの設定	共同提案の場合は、このテーマ名（下記0000開発）を各機関でそろえる必要があるのでしょうか？ 或いは、各機構で分担に応じて個別のテーマを提示するのでしょうか？ 例) 研究開発テーマ名：太陽光発電主力電源化推進技術開発／ 研究開発項目（Ⅰ）太陽光発電の新市場創造技術開発／ （i） フィルム型超軽量モジュール太陽電池の開発 （超軽量薄膜系太陽電池の開発／0000開発）	個別の役割があると存じますので、基本ご記載のテーマは別名になると存じます。
18	研究機関・研究員	研究機関は、組織上独立して明記された分門が必須ですか、それとも組織図に明記のない担当部署でも認められますか？	「公募要領（助成）3. 応募要件(1)助成対象事業者」に記載の通りです。法人としてご応募いただき、要件を満たしていただくのが一般的かと思います。担当部署に切り分けた場合は、経理的な基礎や管理体制の説明が煩雑になります。
19	研究者について	主任研究者およびその他の研究者が研究機関に従事する契約は、雇用に限られますか、それとも業務委託（「研究顧問」「研究嘱託」等）でも認められますか？	委託、共同研究に関する考え方は以下の通りです。 （1）委託、共同研究を行う場合には、あらかじめ交付申請書に記載していただくことが必要です。なお、委託及び共同研究の助成対象費用額は原則として助成対象費用の総額の50%未満です。
20	外注費の理解	本事業のために行う現地調査等をスポットで外部の検査員等に委託する場合、これは「委託費・共同研究費」ではなく「その他経費」の「外注費」で仕訳けることでよいでしょうか？	研究開発要素がない役務の調達は、外注費とすることができます。 詳しくは下記事務処理マニュアルをご参照ください。 委託事業：https://www.nedo.go.jp/content/100862034.pdf (P136) 助成事業：https://www.nedo.go.jp/content/100893173.pdf (P74)

21	別添 1 a	「利害関係の確認について」の提案者名について、再委託先が大学、国研の場合、記載する必要がありますか？それとも直委託のみでよろしいでしょうか？	採択審査委員と提案者間の利害関係を、採択審査委員の方が確認するため、提案者より情報をいただく必要があります。そのため、直委託に加え再委託先の大学、国研の情報（所属部門名まで）をご記載ください。
22	別添 3、様式 2 「主要 研究員 研究経歴書」	各研究開発項目の責任者及び統括責任者となる登録研究員は、研究開発責任者候補が担当する予定です。この場合、様式 2 「主要研究員 研究経歴書」の提出は必要ですか？	責任者及び統括責任者となる登録研究員＝研究開発責任者候補となる場合は、様式 1 「研究開発責任者候補 研究経歴書」が提出されますので、様式 2 「主要研究員 研究経歴書」の提出は不要です。
23	再委託先の表紙提出	再委託先として提案に加わる場合、公印入りの表紙の提出は不要という理解でよろしいでしょうか。	再委託先について、公印入りの表紙は不要です。
24	再委託先の財務諸表、 会社案内提出	財務諸表や会社案内は再委託先機関についても提出が必要でしょうか。	再委託先についても、提出をお願いしています。但し、過去 1 年以内に当部署（新エネルギー部）と契約が有る場合は不要です。

研究開発項目（I）「太陽光発電の新市場創造技術開発」（委託事業）

No	研究開発項目	該当項目・内容	問	答
1	研究開発項目（I）「太陽光発電の新市場創造技術開発」 （i）フィルム型超軽量モジュール太陽電池の開発（重量制約のある屋根向け）公募要領	実績調査票	別添5を見ますと、この実績調査票は「企業のみ提出」となっております。従来、この票は大学・国研も提出していました。今回は、この票の提出は大学・国研の場合、無しでよろしいでしょうか。	提出は不要です。
2	研究開発項目（I）「太陽光発電の新市場創造技術開発」 （iii）「移動体用太陽電池の研究開発」公募要領	表紙	提案書表紙の※に、※共同提案を行う場合、以下の提案者の項目について併記してください。とありますが、これは何を併記すればよいのでしょうか？	共同提案者がある場合、p3の提案者の欄に貴所の情報に加え、共同提案先の情報を併記ください。
3	研究開発項目（I）「太陽光発電の新市場創造技術開発」 （ii）壁面設置太陽光発電システム技術開発」公募要領	別添6 提案書類受理票	「若手研究者（40歳以下）及び女性研究者数について」に関する書類の様式及び記載内容の指示はどこにあるのでしょうか。	別添3：「研究開発責任者候補研究経歴書及び主要研究員経歴書の記入について」の最終頁が該当します。 参考URL https://www.nedo.go.jp/koubo/FF2_100292.html

研究開発項目（Ⅱ）「太陽光発電の長期安定電源化技術開発」（助成事業）

No	研究開発項目	該当項目・内容	問	答
1	研究開発項目（Ⅱ）「太陽光発電の長期安定電源化技術開発」 (i)「安全性・信頼性確保技術開発」	大学の負担割合	補助事業、共同研究の場合、企業に対する貴機構の負担は100%ではなく、1/2や2/3程度と理解していますが、それは大学にも適用されますでしょうか？	今回の助成事業は実施者にかかわらず、NEDOの負担率は50%となります。
2	研究開発項目（Ⅱ）「太陽光発電の長期安定電源化技術開発」 (i)「安全性・信頼性確保技術開発」	—	複数社共同での提案を予定していますが、プロジェクトの進捗具合に合わせて、途中から参加することは可能でしょうか。（例えば、2年目から1社追加する等）	共同申請をご予定と理解していますが、助成先の追加や途中参加は不可能です。事業内容の変更手続きについては、以下のマニュアル（「1. 事業内容の変更」P20～）をご参照ください。 https://www.nedo.go.jp/content/100893169.pdf
3	研究開発項目（Ⅱ）「太陽光発電の長期安定電源化技術開発」	—	株式上場をしていない企業の場合、添付資料5-2「直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表におけるキャッシュフロー計算書」を作成していない場合があるのですが、その場合は省略できますか。	事業報告書は基本的に提出をお願いします。株式会社以外の会社が応募の場合は担当にご相談ください。 また、キャッシュフロー計算書は、非上場で作成していない場合、省略でも構いません。
4	研究開発項目（Ⅱ）「太陽光発電の長期安定電源化技術開発」	—	添付資料3「事業成果の広報活動について」は、共同提案の場合、各社で1枚必要でしょうか。	各社毎に提出をお願いします。

研究開発項目(IV)「動向調査等」(調査委託事業)

No	研究開発項目	資料名	問	答
1	研究開発項目(IV)「動向調査等」	提案書表紙	複数機関連名とする場合、各機関にて捺印した表紙をそれぞれ添付(2機関の場合、計2枚)ということでしょうか。それとも、1枚の表紙に複数機関の代表者名、捺印等が必要となるでしょうか。	各実施機関毎に表紙をそれぞれ添付いただければと思います。その場合、ページ番号は表紙より付けてください。
2	研究開発項目(IV)「動向調査等」	実績調査票の提出	研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について(別添3)昨年度の調査事業公募では、追って「不要」とご連絡いただきましたが、今年度は必要でしょうか。	研究開発項目(IV)においては、実績調査票の提出は不要です。
3	研究開発項目(IV)「動向調査等」	別紙1	提出する応募情報は一つの事業者(提案の代表者(=代表事業者?))のもののみで良いということでしょうか。	共同で提案いただく場合は、提案の代表者から纏めて提出頂いても構いません。その際、それぞれの機関がどのような役割で、どの様に連携し、どの様な計画に基づき調査を進めるかを明確にした上で、提案書に記載下さい。
4	研究開発項目(IV)「動向調査等」	消費税の扱い	公募要領記載の限度額は消費税込み/抜きのいずれになりますか	消費税込みになります。 別紙1「7. 調査計画」の注1をご確認下さい。
5	研究開発項目(IV)「動向調査等」	別紙1	提案書の様式(IV動向調査等)10ページ目に「9. 2020年度の必要概算経費」とありますが、こちらは1年分だけでよろしいですか。それとも5年分を記載したほうがよいですか。	5年分の記載をお願いします。 なお、公募本文記載の限度額(年額)は目安となります。実際に掛かる費用を記載してください。